

岐阜の裁判所へようこそ バーチャル法廷見学



こんにちは。裁判所のキャラクターさいたんです。
今日は、私が裁判所の手続や裁判所の種類、岐阜地方裁判所の法廷や裁判の流れについて紹介していくよ。
裁判所にお越しいただくことが難しい皆さんにも裁判所を知ってもらうために精一杯ご案内したいと思います。
それでは、裁判所の1階ロビーにお集まりください。



ここが岐阜の裁判所のロビーです。
傍聴見学をお申込みいただきますと、
このロビーに集合していただき、ここから職員がご案内します。
まずは、今日のスケジュールをお知らせします。



～本日のスケジュール～

- 9:15 裁判所のロビーへ集合
- 9:20 会議室において職員から説明
- 10:00 裁判傍聴
- 11:00 案内終了



スケジュールの時間は雰囲気を出すために入れています。
それでは、会議室に移動しましょう。会議室に着きましたら席におかけください。



まずは裁判所で取り扱っている手続についてご案内します。
と、その前に、裁判所の敷地内では写真撮影や録音、録画を禁止させていただいておりますのでよろしくお願いします。



裁判所を紹介した
パンフレットをお
配りしています。



地方裁判所

民事手続

民事訴訟（民事裁判のことです。）

訴えの提起により開始します。訴えた方を原告，訴えられた方を被告といいます。裁判官が，法廷で，双方の言い分を確かめ，証拠を調べた上で，法律に照らし判決を言い渡すほか，双方が合意して和解することもあります。

民事調停

話し合いにより紛争の解決を図る手続です。調停手続では，一般市民から選ばれた調停委員が，裁判官とともに，紛争の解決に当たっています。

行政訴訟

国や地方公共団体が行った行為に不服がある場合など，行政に関連して生じた争いを解決するための訴訟手続です。

労働審判

解雇や給料の不払など，個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブルを，その実情に即し，迅速，適正かつ実効的に解決するための手続です。

民事の手続も皆さんが聞いたことのある「裁判」だけではなく，「破産・再生」手続や財産を差し押さえる「強制執行」なんかもあるんだよ。



刑事裁判

犯罪の犯人と疑われている人を検察官が起訴することによって始まります。裁判所は、起訴状に書かれた事実が本当にあったかどうかをいろいろな証拠に基づいて判断し、起訴された人（被告人）を有罪と認めたときは、どういう刑罰を科するかを決めます。

刑事裁判は、よくニュースなんかで見聞きしますね。
犯罪の犯人と疑われている人が逮捕されて、裁判所に起訴されると裁判が行われていきます。
一般の方に裁判員として参加してもらう裁判員裁判も刑事裁判の一つです。



家庭裁判所

家事事件

夫婦、親子、親族、相続等、主に家庭に関する問題について、その解決を求めて申し立てられた事件を取り扱っています。家事事件には、審判と調停の二種類があります。

家事事件は、家庭内の問題を取り扱うものですから、公開の法廷で主張や証拠を出し合ういわゆる訴訟とは違い、審判も調停も非公開で審理され、関係者のプライバシーが固く守られます。

家庭裁判所では、「成年後見」、「子の氏の変更」や「相続放棄」などの審判手続や「遺産分割」、「夫婦関係調整」などの調停手続があります。

申し立ての費用や手続について、裁判所のウェブサイトでもご紹介しています。



少年事件

罪を犯した少年などに過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年の調査、審判を行い、処分を決定します。審判は、少年の再非行を防止することを目的として、本当に少年に非行があったかどうかを確認の上、非行の内容や少年の抱える問題点に応じた適切な処分を選択するための手続です。

簡易裁判所

民事・刑事の事件を扱っています。民事については、以下の手続を取り扱っており、刑事については、罰金以下の刑に当たる罪や窃盗、道路交通法違反など比較的軽微な罪の刑事事件を扱っています。

【簡易裁判所での民事手続】

— 訴訟（裁判） —

簡易裁判所の民事訴訟は、紛争の対象が金額にして140万円以下の事件について利用することができます。また、簡易裁判所の訴訟手続の中には、「少額訴訟」手続があります。

少額訴訟は、訴訟のうち1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする特別な手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用できます。

— 調停 —

簡易裁判所で扱っている調停事件では、金銭や土地・建物、交通事故、クレジット・ローン（借金）に関する紛争などを取り扱っています。

— 支払督促 —

書類審査で行う迅速な手続です。

申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を命じる制度で、確定すると、判決と同様の効力があります。

以上が裁判所で取り扱っている大まかな手続のご紹介です。
では、先ほど、家庭裁判所や簡易裁判所という言葉が出ましたので、裁判所の種類についてご説明します。
下の図をご覧ください。



裁判所の種類

最高裁判所

裁判所の裁判に対する不服の申立てを扱う最上級、最終の裁判所です。

高等裁判所

全国に8か所（さらに支部が6か所）あり、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判に対してされた不服の申立てを扱います。

地方裁判所

全国に50か所（さらに支部が203か所）あり、ニュースでよく見るような犯罪やお金のもめごとなどを扱います。

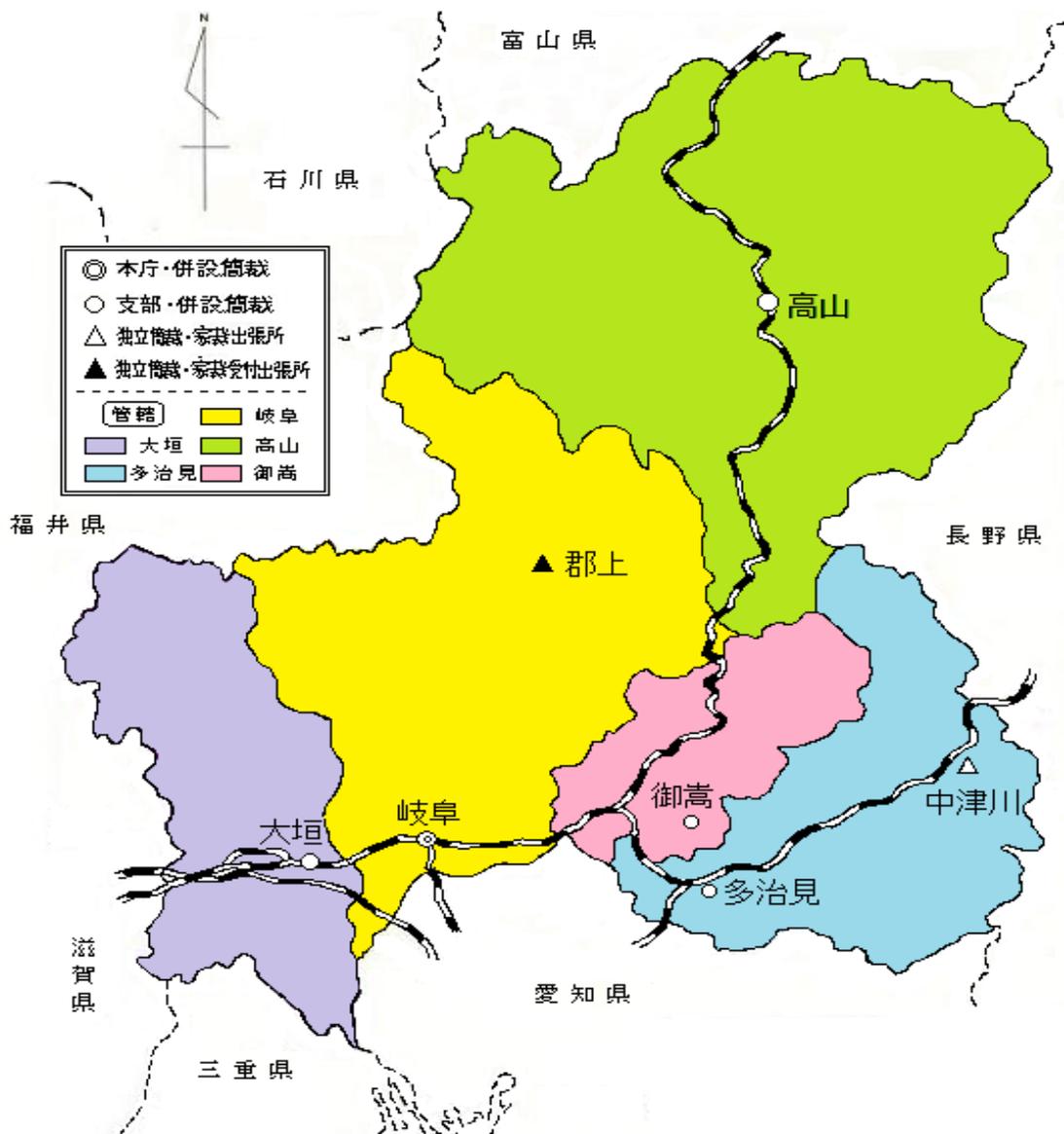
家庭裁判所

全国に50か所（さらに支部が203か所、出張所は77か所）あり、20歳未満の少年少女の犯罪や家庭内のもめごとなどを扱います。

簡易裁判所

全国に438か所あり、軽い犯罪や低い金額でのお金のもめごとなどを扱います。

岐阜県内の地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所



岐阜県内にある裁判所をご紹介しますと、岐阜市にある岐阜地方・家庭裁判所本庁、岐阜簡易裁判所をはじめ、4つの支部・簡易裁判所（大垣、高山、多治見、御嵩）と2つの家裁出張所・独立簡易裁判所（郡上、中津川）があります。

裁判所によって取り扱っている事件の種類や件数に違いはありますが、いずれの裁判所でも裁判の傍聴ができます。

岐阜県内で裁判員裁判を行っているのは、岐阜地方裁判所本庁のみになります。





それでは、裁判所の手続についてのご案内はここまでにして、実際の法廷をご覧ください。
 といっても、バーチャルでは動きのある裁判をお見せすることができませんので、イメージでお伝えします。
 実際の裁判は裁判所にお越しいただいた際に是非ご覧ください。

法廷に着くまでに、注意事項をお話しておきます。
 法廷前の廊下には、「傍聴される皆さまに」という案内が貼ってありますので、法廷に入る前に必ず目をとおしてください。

簡単にお伝えしますと、

- ・傍聴は自由にできます。開廷中の出入りも自由にできますが、その際は、静かに移動してください。
- ・脱帽して静かに見てください。
- ・はちまきやたすきなどは着用しないようにしてください。
- ・大きな荷物や危険物、旗やプラカードは持ち込まないでください。
- ・発言や拍手など裁判の進行を妨げてはいけません。
- ・携帯電話等の電子機器の電源はOFF又はサイレントマナーにしてください。

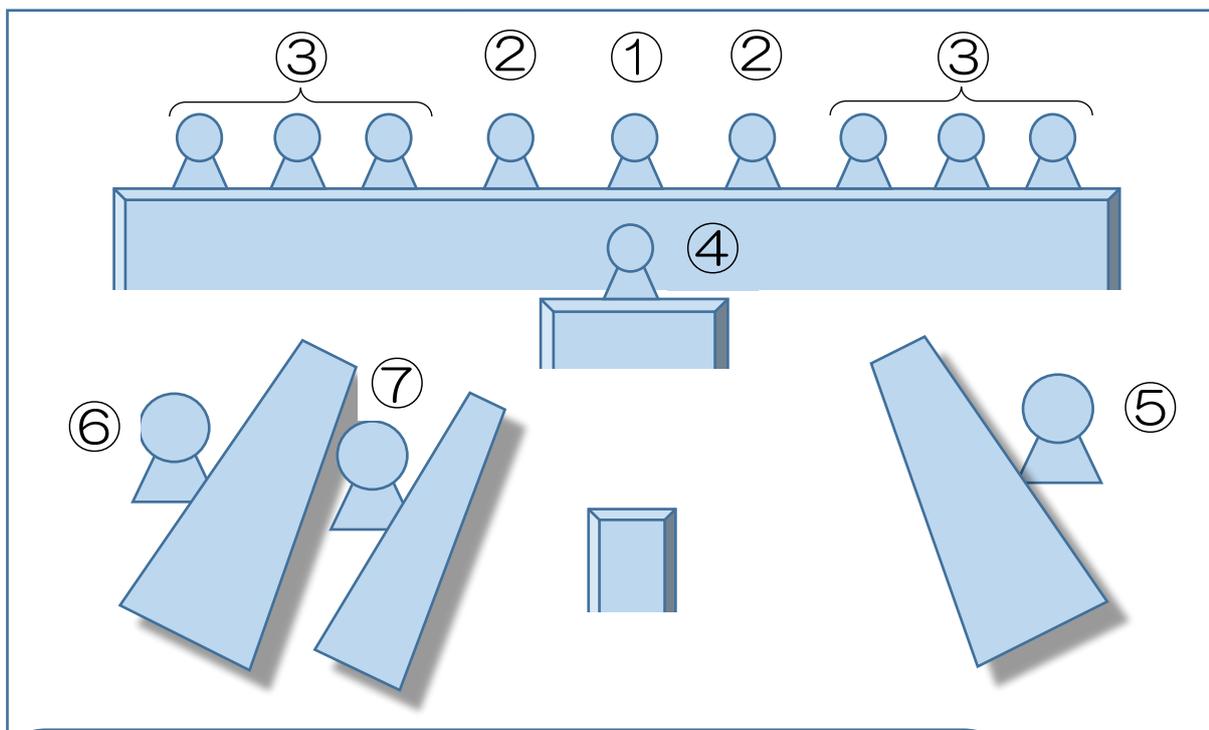


傍聴される皆様に

- 1 傍聴は自由です。いつでも入廷・退廷できます。
静かに入廷・退廷してください。
- 2 傍聴される際は、次のことを守ってください。
 - ・ 服装を整え、脱帽し、静かに傍聴する。
 - ・ はちまき、ゼッケン、たすき、腕章、その他これに類するものを着用しない。
 - ・ 大きな荷物、危険な物、旗、プラカードなどを持ち込まない。
 - ・ みだりに席を離れたり、発言や拍手など裁判の進行を妨げるような言動をしない。
 - ・ 携帯電話は入廷する前に電源を切るか、又はマナーモードにし、法廷内で使用しない。
 - ・ 裁判長の許可なく撮影、録音をしない。
- 3 このほか、裁判長及び裁判所職員の指示に従っていただきます。
- 4 以上のことに違反したときは、入廷を禁止され、又は退廷などを命ぜられるほか、処罰されることがあります。



それでは法廷に着きました。
 ここが、岐阜の裁判所で一番広い301号法廷です。
 ちょうど傍聴席側のドアから入ったところです。
 それでは空いている席におかけください。
 現在は、コロナ対策として、席の数を半分にして、一席
 ずつ間隔を空けて座っていただきます。



刑事裁判では、
 ①裁判長、②陪席裁判官、③裁判員、④裁判所書記官、⑤検察
 官、⑥弁護士、⑦被告人が座ります。
 検察官、弁護士、被告人の席は、法廷の造りにより、逆になる
 ことがあります。その時は、被告人が座る席がどこかを確認する
 と、その近くが弁護士になりますので、わかりやすいです。





ちなみに、先ほどご紹介した法廷が一番広い裁判員裁判
対応の法廷でしたが、他の法廷もご紹介します。

こちらの303号法廷は、裁判官が1名で行う裁判が行
われています。

もちろん、301号法廷も1名の裁判官で裁判をするこ
とはあります。



先ほどご覧いただきました301号法廷には、壁や机に
モニターが付いていました。このモニターは裁判に参加し
てもらう裁判員の方に、裁判で出る証拠などを目で見てわ
かりやすくするために取り入れられています。なので、裁
判員裁判に対応していない法廷では用いられていません。



刑事裁判の流れ

では、次に刑事裁判がどのように行われるかをご説明します。



冒頭手続

裁判官が被告人の名前や生年月日を聴いて、人間違いがないかを確認します。その後、検察官が、被告人がどういった罪を犯したとされているのかを明らかにした上で、被告人側の言い分を聴いて、何が争われているか明らかにします。

証拠調べ手続

事件の全体像を明らかにするために、証拠を取調べたり、被告人の話を聴いたりします。
裁判によっては、事件を見た人など（証人）に話を聴いたりもします。

弁論手続

検察官が被告人にどのような刑罰を与えてほしいかを述べ、これに対して、弁護人が被告人の立場から意見を述べます。そのあと、被告人自身も自分の意見を言うことができます。

判決宣告

裁判官は、検察官・弁護人・被告人の意見をよく聴いて、また、証拠を十分に検討して、被告人が本当に罪を犯したのか、罪を犯したとしたらどんな刑罰にするかを決め、それを被告人に伝えます。

法廷でのやりとり【刑事事件編】

【冒頭手続】

一人定質問一

それでは実際のやりとりを見ていきましょう。



裁判官

それでは、開廷します。被告人は、証言台の前に立ってください。名前は何と言いますか。

●●●●です。

被告人

裁判官

生年月日はいつですか。

平成元年1月15日です。

被告人

裁判官

職業は何ですか。

会社員です。

被告人

裁判官

本籍はどこですか。

岐阜市美江寺町●丁目▲番地です。

被告人

裁判官

住所はどこですか。

本籍と同じです。

被告人

裁判官

それでは、検察官が起訴状を朗読しますので、そこで聞いていてください。検察官どうぞ。

— 起訴状朗読 —

検察官

被告人は、令和元年12月24日岐阜市美江寺町●丁目▲番地にあるコンビニエンスストア「たぬき」において、きつねうどん（時価98円）を窃取したものである。
罪名及び罰条、窃盗、刑法第235条

まず被告人が本人であるのかの確認を行います。これが人定質問です。その後、検察官からこの裁判で審理される犯罪について、起訴状の朗読がされます。



— 黙秘権の告知 —

裁判官

これから、今、朗読された事実について審理を行いますが、審理を始めるに当たって、被告人に注意しておきます。被告人には黙秘権という権利があります。黙秘権とは、言いたくないことは言わなくていいという権利です。

したがって、被告人は答えたくない質問に対しては、答えなくてもよいですし、また、始めから終わりまで黙っていることもできます。ただし、被告人がこの法廷で述べたことは、被告人に有利な証拠にも不利な証拠にもなりますから、よく考えて答えるようにしてください。

— 被告人の陳述及び弁護人の意見陳述 —

裁判官

それでは、今、読まれた事実について、違っている点はありますか。

ありません。

被告人

裁判官

弁護人のご意見はいかがですか。

被告人と同意見です。

弁護人



では、証拠調べに入ります。

裁判官が黙秘権を告知するわけですが、この黙秘権の告知は冒頭手続の後に1度だけ行われ、期日ごとに毎回告知はされません。この黙秘権の告知の後に、起訴状の内容に誤りがないのか被告人と弁護人に確認します。ここまでが冒頭手続になります。



【証拠調べ手続】

—冒頭陳述—



検察官、どうぞ。



それでは検察官が証拠により証明しようとする事実は以下のとおりです。

まず、.....

.....以上です。



検察官が示した証拠について、弁護人のご意見はいかがでしょうか。

全て同意します。

弁護人



検察官が示した証拠に対して、弁護人に意見の確認をします。証拠として取り調べることに争いが無い場合には「同意」しますが、争いがある場合には、弁護人は「不同意」として証拠として取り調べることに反対する意見を出すこともあります。これらの弁護人の意見も踏まえて、裁判官が証拠を取り調べるかどうか決めます。

—犯罪事実に関する立証—



それでは、証拠は全て採用することとします。
では、検察官、証拠の説明をお願いします。



はい、甲号証ですが、・・・・・・・・
次に乙号証・・・・・・・・

・・・・・・・・以上です。



証拠を提出してください。
それでは、次に弁護人からどうぞ。

はい。弁護人からは、示談書の提出と被告人質問を予定しております。

弁護人



検察官のご意見はいかがでしょう。



同意します。



それでは、弁護人、説明をお願いします。

—情状に関する立証—

はい。示談書は、窃盗をしてしまったお店への被害弁償が済んでいる
ことを示すものです。

弁護人



わかりました。提出してください。
それでは、引き続き被告人質問を行います。
被告人は証言台に座ってください。



先ほど、検察官が言っていた甲号証、乙号証とは何でしょうか。甲号証は、目撃者や被害者の供述調書などの証拠で、乙号証は、被告人自身の供述調書などをいいます。刑事裁判で使用する用語ですので、知っていただくと裁判傍聴も聞きやすいと思います。

—被告人質問—

裁判官

弁護士どうぞ

はい。それでは、●●さん、弁護士から質問します。裁判官の方を向いて発言してくださいね。

まず、今回の窃盗事件について、.....

弁護士

..... 弁護士からの質問は以上です。

裁判官

検察官からはありますか。

検察官

はい。では検察官から一つ。

●●さん、今回、窃盗をしたわけだけど.....

..... 検察官からは以上です。

裁判官

それでは裁判官からも質問します。

●●さん、先ほど言っていた.....

..... わかりました。

検察官、弁護士、他に質問はありますか。

ありません。

弁護士

検察官

ありません。

弁護人や検察官からの質問の後に、裁判官も判決をする上で確認する必要があることを質問したりします。



以上で被告人質問を終了します。
被告人は自分の席に戻ってください。
それでは、検察官からご意見をどうぞ。

— 検察官の論告・求刑 —



はい。まず、事実関係ですが、・・・・・・
次に情状関係ですが、・・・・・・
・・・・・・である。
以上の事情に刑法を適用して懲役〇年に処すことが相当と考えます。



では、続いて、弁護人からご意見をどうぞ。

— 弁護人の弁論 —

それでは、弁護人の意見を述べます。
被告人は、・・・・・・

・・・・・・ことから、被告人には執行猶予付きの寛大な判決
をお願いします。



被告人は証言台の前に立ってください。
以上で審理は終わりますが、最後に何か言っておきたいことはありますか。

— 被告人の最終陳述 —

申し訳ないことをしました。もう二度と同じことはしません。



被告人は自分の席に戻って座ってください。
では、判決を●月●日午前●時からこの法廷で言い渡します。

～後日～

【判決宣告】



裁判官

これより、被告人●●に対する窃盗事件の判決を言い渡します。
主文、被告人●●を懲役●年に処す。
この判決が確定した日から3年間、刑の執行を猶予する。
次に判決の理由を言います。・・・・・・・・

・・・・・・・・以上の理由から主文のとおりとしました。

被告人は、この刑に不服がある場合には、控訴することができます。
控訴の期間は本日から14日以内です。14日以内に△△高等
裁判所宛ての控訴状をこの裁判所へ出してください。

以上で裁判は終了します。

以上が刑事裁判の流れです。

裁判を傍聴していただく上で、裁判の流れを知ってもらう
のに刑事裁判がわかりやすいので、職員でご案内する際も刑
事裁判を傍聴していただくことが多いです。

もし、民事裁判をご覧になりたい時には、裁判所に傍聴に
来られた際に見てみてください。

以上で、裁判傍聴は終了です。



空き法廷の見学



裁判の行われていない空いている法廷を見学していただくこともできます。

所要時間は、おおむね30分程度となります。

その際に裁判官の席などにもお座りいただくことができます。

ただ、必ず空いている法廷があるわけではないので、
タイミングが合えばご案内させていただいています。

それでは、301号法廷が空いているようなのでご案内します。



301号法廷に着きましたので、どうぞおかけください。
空き法廷は職員と一緒にないと出入りできませんので、ご注意ください。



それでは、裁判中には入ることができない柵の中へ入ってみましょう。順番にご案内します。
では、どうぞ、裁判官の席に座ってみてください。



いつもですと、ここでいろいろなご質問にお答えしていますが、今日はご質問を聞くことができませんので、よく聞かれる質問を後程お答えしておきます。



裁判官の席はどうでしたか？
他の席にも座ってみてください。
ちょうど皆さんがいるのが、裁判官と裁判員の方が座る
法壇の横になります。
現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、裁
判員の方が座る場所には、アクリルのパネルが設置されて
います。



その他にも、目線を傍聴席の方へ向けていただくとわか
りますが、現在は傍聴席も間隔を空けて傍聴していただ
くため、一部座れないようになっています。





それでは、最後に証言台にお座りいただいた景色を見ていただきます。



本日はありがとうございました。
以上で、裁判所のバーチャル法廷見学を終了します。
なお、現在は、10人以下の少人数のみ見学を受け付けていますので、ご希望がありましたらお申し込みください。



模擬裁判の写真を参考にご紹介します。
新型コロナウイルス感染症が広まる前に撮影したものです。
現在は、席を空けてお座りいただきます。



模擬裁判

1. 裁判官にはどうすればなれますか？

裁判官になるには、司法試験に合格する必要があります。司法試験に合格すると、司法修習生として約1年間の修習期間を経て、裁判官、検察官、弁護士になることができます。

2. 弁護人は「異議あり」と言うんですか？

「異議あり」と言うこともありますが、皆さんが思っているようなドラマのように言う弁護人は少ないと思います。多くは、弁護人席から「●●については異議があります。」という言い方です。

3. 執行猶予って何ですか？

刑事裁判では、判決の際に執行猶予●年と言われることがあります。例えば、懲役1年執行猶予3年の判決がされたとします。通常、懲役1年と判決が出れば、収容施設（刑務所）に1年間入ることになりますが、執行猶予が付くと、すぐに収容施設（刑務所）には入らず、執行猶予の期間中、刑の執行が猶予されます。今回の例で言うと、懲役1年の有罪だけど、3年間その刑の執行は猶予され、その3年間罪を犯さなければ、刑務所に入ることはありません。

ただ、この執行猶予期間の間に罪を犯した場合、原則、新たな罪に加え、執行猶予となっていた刑も加算されて刑務所に入ることになります。

4. 裁判の傍聴は自由って聞いたけど、服装はスーツがいいの？

裁判の傍聴は、普段外出する際の服装で大丈夫です。

5. 裁判官以外の職員になるにはどうすればいいの？

裁判官以外の職員は、裁判所職員の採用試験を受験して合格する必要があります。試験の内容も職種により異なりますので、ご自分がどの職種の職員になりたいのかを確認してください。

裁判所職員採用試験の時期については、裁判所のホームページにも掲載されますので、ご確認ください。

6. 被告人の隣に座っていた人は誰ですか？

裁判中に被告人の隣に座っている制服を着た人は、拘置所や警察署の職員です。被告人は逮捕され、裁判を受けている期間は拘置所や警察署などの留置施設に入れられていることがあります。そのような被告人は裁判を受けるために施設の職員に連れられて裁判所へ来ます。

それ以外の被告人は自宅から裁判所へ来ますので、施設の職員はいません。

裁判所クイズ

クイズの答えは、一番最後のページに記載してあります。



- Q1. 日本の裁判所で木槌を使っている。
 ○ ×
- Q2. 裁判官の法廷内の服（法服）の色は黒。
 ○ ×
- Q3. 裁判は予約しないと傍聴できない。
 ○ ×
- Q4. 裁判の傍聴には年齢制限がある。
 ○ ×
- Q5. 傍聴している裁判の途中でも法廷から出られる。
 ○ ×
- Q6. 傍聴している裁判は録音・録画してもよい。
 ○ ×

Q7. 裁判員裁判の制度が始まったのはいつでしょう。

西暦 200 A 年 B 月 C D 日から

Q7 . ヒント

1	A	6	2			8		5
		7				3		
5			8	1	6		7	
8			1	3	B	7		
			9			D	8	
4		1	7		8	5	9	3
			6			9		
		8		9	2	4		
9	5	C		8			3	7

遊び方

たて・よこに9マスあります。

9マスには、1～9の数字が一つだけ入ります。

また、太枠で囲まれた9マスにも1～9の数字が一つだけ入ります。

(例1)

1		7						4
2		8						5
3		9						6
4		1						7
5		2						8
6		3						9
7		4						1
8		5						2
9		6						3

(例2)

1	2	3	4	5	6	7	8	9
7	8	9	1	2	3	4	5	6
4	5	6	7	8	9	1	2	3

(例3)

1	2	3						
4	5	6						
7	8	9						
						4	5	6
						7	8	9
						1	2	3
			7	8	9			
			1	2	3			
			4	5	6			

岐阜 裁判所

検索



裁判所クイズの答え

- Q1. × 日本の裁判所では木槌を使っていません。
- Q2. ○ 黒色です。これは他の色には染まらない点として公平さを象徴する色として考えられました。
- Q3. × 公開されている裁判は、傍聴するだけであれば予約はいりません。
- Q4. × 傍聴に年齢制限はありません。お子さんも傍聴できます。
- Q5. ○ 裁判の途中でも法廷を出ることはできますので、お手洗い等に行かれる際は、静かに出入りをお願いします。
- Q6. × 法廷内では、録音・録画、写真撮影も原則できないことになっています。
- Q7. 2009年5月21日（平成21年5月21日）に裁判員制度がスタートしました。

2021.3